

産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会

早期事業再生検討ワーキンググループ（第1回）

議事要旨

○日時：令和7年10月3日（金）10:00～11:50

○場所：経済産業省経済産業省別館 11階 1111会議室

○出席者：

＜委員＞

山本座長、鐘ヶ江委員、菅野委員、杉本委員（途中出席）、中村委員、山崎委員、四十山委員

＜オブザーバー＞

金融庁監督局、法務省民事局

○議題

早期事業再生法の制度設計について

○議事概要

事務局から資料3を説明の後、議題につき議論が行われた。委員からの主な意見は以下のとおり。

●本制度創設の意義・基本的方向性

- ・ 近時の実情として、私的整理を利用する企業は、税金や社会保険料を滞納していることで実質的には資金ショートしていると評価できるような企業が多い。約10年前の経営者保証ガイドラインの策定以降、保証債務整理が進められ、また保証をとらない融資慣行も増えたことで経営者保証があまり大きな要素にならなくなってきた。そのため、早期の事業再生に着手できる環境は整ってきていたが、金融環境や景気動向から事業再生に踏み切ることが難しい企業も多かった。そうした企業に対して早期事業再生の仕組みを創設し、意識付けが図られる点で本制度には大きな意義がある。
- ・ 本制度について、従前の私的整理手続と連携できる形で運用できるようにすることが望ましい。国際的にも、私的整理と法的整理のハイブリッド型の再生手続が設けられている国があり、実際に使われていることを踏まえれば、クロスボーダー案件でも好意的に受け止められるのではないかと。
- ・ 本制度は事業再生の早期着手に資する制度であり、手続の公正性と早期・迅速な再生をいかに確保するかという点のバランスが重要である。

●法第3条の確認について

- ・ 「貸付債権等の総額の5分の1」を確認の基準にする案は、入口の要件として適切である。感覚的な面も含まれるが、20%というのはメインバンクのシェアとして一般的であり、3割となると相当シェアが大きいという印象である。また、筆頭債権者が異議を述べていないことを求めるかという論点もあるが、本来のメインバンクより残高が多い金融機関が生じるケースもあり、そこまでは求めない現行案が適切である。
- ・ 確認申請時の提出書類として申請日以後の半年間の資金繰り表の提出が求められている。私的整理手続中の資金繰りは非常に重要であり、従前の実務では、一時停止期間中の資金繰り見込みは必ず確認されていると理解している。そのため、本制度でも、一時停止の効力が生じる期間の資金繰りは確認できるようにしておく必要があるのではないか。また、権利変更議案・早期事業再生計画の提出時期が延長される場合も、同様に資金繰りを確認できるようにした方がよいのではないかと。

●労働者の権利の保護について（総論）

- ・ 前提として、事業再生ADRや本制度は、事業を再生させ、従業員の雇用を守ることを目的とする制度である。その上で、従前の私的整理手続では一般的な労働法制や労働契約承継法等の労働者保護の枠組みが当然適用されてきたし、本制度でも同様に適用がある。本制度上求められる2週間前の通知は、それらに重ねて労働者保護のために追加的に求められる手続であるから、円滑な事業再生にあたって、追加的な手続をどう規定するかという観点で検討するのが重要である。
- ・ 本制度は、従前の私的整理手続と比べても労働者の権利に配慮されたものになっている。M&A時には労働契約承継法や事業譲渡等指針が適用され、就業規則の不利益変更禁止の法理も別途適用される。雇用の確保や雇用条件の維持については、労働生産性を高めるため、これまでの私的整理の実務でも事業者側でコンセンサスを取って進められてきたが、本制度では手続的にも配慮されたものになったといえる。今後は、労働組合等への通知の内容・タイミング、通知の相手方といった具体的な論点について検討を詰め、労働者保護がより図られる制度となればよい。
- ・ 労働者保護の観点は重要だが、人手不足の社会状況の中、経営主体が交代することで、賃金増・人材の有効活用が促進されていく面があると考えている。その意味で、早期事業再生を促進し、むしろ雇用にとってプラスになる状況が生まれることを期待している。

●労働組合等に対する通知について

- ・ 計画案の提出2週間前に労働組合等に対して通知する旨の規定は、従前の実務になかった手続である。計画案が提出されていない段階で労働者間に不安が広がることで人材流出が生じ、スポンサーとの協議がやり直しになるといった、手続の安定性を害する事態が生じないかを懸念している。
- ・ 通知が必要となる要件である労働関係変更が生じる見込みについて、どの程度雇用条件に変更が生じるのか、リストラが生じるのかが実際には分からない場合も多い。承継後

にスポンサー側で判断する場合もあり得る。その点で、「見込み」という要件は広い規定ぶりであり、解釈が問題となる。

- ・ 従業員代表者に対して通知が必要となる基準は非常に難しい。計画を提出する2週間前の通知というのは、第2回債権者会議前のタイミングとなる。事業者においては、計画を提出するために機関決定を行い、多くの事例ではその時点で適時開示を行う。事業者としては、信用毀損を抑えるため、この適時開示のタイミングにあわせてスポンサーとの一定の合意の成立を同時に公表できるよう、合意の成立を目指すというプラクティスがある。本制度の通知はその2週間前になるが、スポンサーとの協議内容の開示までは求められないものと理解している。その上で、開示の内容としては、事業計画の中でリスクチャリングが含まれる場合のその内容ということになるが、それもスポンサー次第というケースがあり、スポンサーとの関係で難しい問題が生じる可能性がある。上場会社では、インサイダー規制との関係でも問題が生じるケースがあり、どのような内容を通知するかを省令で固く決めてしまうと、却って情報を受領する側に負担になり、事業再建にもマイナスになり得る。この点でも、通知の内容は具体的な事案に応じて柔軟に判断できる枠組みがよい。
- ・ 上場企業の場合、計画案提出の2週間前というのは、スポンサーとの合意ができておらず、計画案が確定していない段階である。具体的なスポンサー名や合意内容は伝えることができない。実務上はそのような限界がある。
- ・ 事業計画上、人件費の削減が織り込まれるケースは多い。事業の撤退・拠点の統廃合や従業員の頭数を減少させる場合もあるが、自然減や雇用止めで吸収させる場合や、希望退職を募る場合もあり、内容は様々である。そのため、労働組合等との協議が必要となる要件としては、人件費削減が含まれるだけではなくて、従業員に重要な不利益を与える事象をある程度特定して定めておくことが必要ではないか。
- ・ スポンサーとの関係での守秘義務の問題に加えて、手続そのものの守秘性も問題になる。この点、誰に通知・協議すべきかが重要になる。過半数労働組合があれば明確であるが、これがない場合、従業員の過半数を代表する者ということになる。保秘の徹底や民事再生における実務も踏まえると、実質的な協議が可能な事業者全体の従業員の代表者を通知等の相手方とすることが、守秘性の問題の解消や事業再生の円滑な遂行に資するのではないか。
- ・ スポンサーが上場企業の場合、事業者側から情報が漏れることは重大なリスクであり、この点にも留意しておく必要がある。

●資産評価について

- ・ 資産評価について、まず、事業再生ADRと同様の「原則として時価」という基準とする案について賛成である。その上で、リスクのみの場合に「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評価できる」と緩やかな基準を許容する案について、時価で評価することは実務上一定の負担があるところ、リスクの場合多くの債権者から異議が

出ることはそれほど想定されない。そのため、本制度が広く使われるようにする観点でも、方向性に賛成である。

- ・ 資産評価の基準日について、確認時に資産評価をすれば、担保評価とバランスシート上の資産評価がずれないことになるが、実務的には決算を新たに組むのは大変である。そのため、直近の期末等の一定時点、債権の保全・非保全は確認時という2つの時点で資産評価を行うことが多いと考えられる。担保物に関しては、特に在庫・売上債権については決算時と確認時で数量・内容が変わってくるため、2つの時点で評価する場面も出てくると思われる。
- ・ 資料3の20頁の「※」において説明があるように、事業再生ADRにおいては、確認日以降に評価の前提に変更があった場合には評価のやり直しが許容されている。本制度の基準日は原則として確認時ということになるが、事業再生ADRと同様、事案の状況に応じて評価のやり直しを許容することとしていただきたい。
- ・ リスク事案において、担保権がある場合でも「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠すれば足りるのか、それとも担保権に限っては時価評価が必要になるか。担保評価は議決権算定の基準となることからすると、リスク事案でも担保権だけは時価評価とする考え方もあり得る一方、鑑定評価が容易な不動産であればともかく、様々な担保権について評価を取得するのは重い場面もある。リスク事案では、反対債権者が多く生じることは想定しにくいことや、実体的な担保価値を定めるものではないことを踏まえると、リスク事案では担保権についても「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠すれば足りるとすべきではないか。
- ・ 資産評価基準を適用する目的は、主に債権放棄を求める事案で、企業再生税制を適用し、債務免除益対策としての資産評価のニーズに応じる面が大きいと理解している。リスク事案で担保物件のみ時価評価すべき必要性については現在のところ認識していない。
- ・ リスク事案で「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」によることについて、放棄額の前提に用いられることはなく、権利変更も保全・非保全で分ける必要がないことから、基本的に賛成である。ただ、実際には、不動産の評価について、会計基準によるとバランスシート上見えない含み益がある場合もあり、あまりに歪んでいるとどうかという議論はあり得る。事業再生ADRでも、重要性が乏しい場合の不動産については、鑑定評価ではなく地価公示によることも可能とされており、運用を具体化する中で、そのような取扱いも議論ができればよいのではないか。

●プレDIPファイナンスについて

- ・ 事業再生ADRにおける優先性確認の規定について、制定時の説明では、計画案の決議前に弁済期が到来する融資については、法的整理への移行時には弁済済みであるため優先性確認を取る必要がないと整理されていた。これにより、プレDIPファイナンスの実務として、金融機関としては優先性確認を得るために弁済期を決議の日以降と設定することが多く、その結果、事業再生ADRの手続の最後まで運転資金が確保されるケースが多

かったと理解している。これは手続の安定に資するため、事業再生 ADR に関する同規定は、結果としてよい実務の定着に貢献したのではないか。

- ・ 他方、本制度においては、決議に反対する対象債権者がいる可能性がある緊張した状況でのファイナンスとなる。プレ DIP ファイナンスとしては、債権者会議などの重要なイベント毎に弁済期を区切り、手続が安全に進行することを確認しながら貸し直す処理をしたいという意向も出てくるかもしれない。そのような短期間のタームローンにまで優先性を付与するかという問題については様々な意見があり得るが、事業再生 ADR の創設時と比べ、プレ DIP ファイナンスも増えてきていることを踏まえると、手続の安定性を優先するという考え方もあり得るのではないか。
- ・ なお、本制度において金融機関がプレ DIP ファイナンスを供与する場合、優先性確認は必須という前提で検討するのではないかと想像される。

●一時停止の要請について

- ・ 事業再生 ADR における一時停止は支払停止に該当しないと整理されている。本制度での一時停止要請も支払停止に該当しないと考えているが、反対債権者がおり、担保権の実行中止命令が必要になるような事例でも支払停止に該当しないと考えてよいのか。その理解でよければ、Q & A で記載してほしい。

●指定確認調査機関の指定について

- ・ 手続の迅速性等の観点からは事業再生 ADR における手続実施者がそのまま本制度の確認調査員に選任されることが望ましいところ、確認調査員に求める知識・経験について、要件を厳格化することで手続実施者がそのまま選任できないケースが生じるのは適切でない。
- ・ 確認調査員に求める知識・経験については異論ないが、本制度は事業再生 ADR からの移行としても利用されることからすると、事実上、事業再生 ADR の側でもこの要件を満たす者を手続実施者に選定する運用が求められるのではないか。
- ・ 補佐人の選定基準や手続については、運用に委ねられると理解している。これまで事業再生 ADR においては、事業再生の経験を一定程度有する弁護士・会計士を選定する運用が適切になされてきたが、本制度が将来的にも適切に運用されていくためには、中堅層の実務家を補佐人として育成していくことも重要である。そのため、事業再生 ADR を含めて、補佐人の選定が適切に行われていく必要がある。
- ・ 事業再生 ADR の手続実施者の経験以外では、確認調査員を補佐する立場の経験から確認調査員になるルートも重要であり、選定基準とプロセスを公表することが重要である。
- ・ 本制度では権利変更議案と事業計画案が別途規定されており、認可の観点では、調査報告の対象は権利変更議案が中心になっている。他方、事業再生 ADR の手続実施者は、手続全体を主宰して協議の調整も行っている。本法の規定ぶりからすると、権利変更議案についての調査・報告が主たる業務になっているが、実際には、事業再生 ADR と同様に手続を主宰し、債権者・債務者間の協議の調整も行うことが期待されていると理解して

いる。このように、事業再生 ADR の手続実施者と本制度の確認調査員の業務はそれほど大きく異ならず、要件について大きな差を設けるべきではない。その観点で、資料 3 の 32 頁の現行案について賛成である。

●事業再生 ADR から本制度への移行について

- ・ 本制度と事業再生 ADR の異同について、対象債権の範囲、グループ会社の取扱い、再生計画案の提出期限等の面で必ずしも完全に重なるわけではない。もっとも、仮に事業再生 ADR の手続が先行し、その後本制度を利用する必要が生じた際、スムーズに手続を移行できるよう、本制度の手続はできる限り事業再生 ADR の規定や運用に即したものとすることが重要である。その観点では、グループ会社の取扱いや一部の対象債権の取扱い等、事業再生 ADR では全員同意により柔軟に対応されていた事項について、本制度上は裁判所による認可に耐えられるのかが今後の検討課題になる。

お問い合わせ先

経済産業政策局産業組織課

電話：03-3501-1511（内線 2621）